

水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について（報告案）

1. はじめに

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、全亜鉛を項目とする水生生物の保全に係る水質環境基準は、公共用水域（河川、湖沼及び海域）毎に水生生物の生息状況の適応性に応じた水域類型を設け、個々の水域に対して水域類型を指定する方式を採るものとして、平成 15 年 11 月に設定された。

この環境基準の経緯は、平成 5 年の中央環境審議会答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」において、化学物質による水生生物等への影響の防止といった新たな観点からの環境基準の設定の考え方は、我が国においても早急に検討していく必要があることが指摘されたことに始まる。その後、平成 6 年の環境基本計画において生態系の保全の観点からの施策の必要性が記述され、平成 12 年に策定された第 2 次環境基本計画においても水生生物への影響にも留意した環境基準等の目標についての調査検討等が優先的に取り組むべき施策とされた。さらに、平成 14 年の OECD 環境政策委員会環境保全成果ワーキングパーティーによる日本の環境政策の取組状況に対する勧告では、生態系保全に係る水質目標等の必要性が盛り込まれた。

こうした状況を踏まえ、環境省は、平成 14 年 11 月に水生生物保全環境基準の設定について中央環境審議会に諮問を行い、水環境部会及びそのもとに設置された水生生物環境基準専門委員会の検討を経て、平成 15 年 9 月の中央環境審議会答申を踏まえ、環境基準の告示を行ったものである。

しかしながら、水生生物環境基準の設定は新しい考え方に基づくものであり、中央環境審議会の水環境部会のもとに水生生物保全小委員会が設置され、環境基準の運用、環境管理等水生生物の保全にかかる施策の重要事項については引き続き検討が続けられた。その結果、類型あてはめの基本的考え方及び留意事項、水生生物保全のための環境管理施策の在り方、環境基準に関連する継続的な調査研究の推進についての見解が取りまとめられ、「水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について」として平成 16 年 8 月に水環境部会に報告され、水環境部会決定として了承された。

水生生物保全環境基準類型指定専門委員会は、このような状況のもと、環境省による平成 16 年 8 月 27 日付けの「水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について（諮

問)」を受けて、同日、中央環境審議会水環境部会のもとに、水生生物保全環境基準の水域類型の指定等に関する専門的事項を調査する専門委員会として設置されたものである。

本報告書は、本専門委員会が、上記諮問事項についての第1次報告として、水域類型指定の基本的事項及び国が類型指定を行う水域のうちの一部の水域の水域類型の指定の在り方についてとりまとめたものである。

2. 水域類型指定の基本的事項について

(1) 類型指定の基本的考え方について

類型指定の必要性の判断等の基本的な考え方については、「水生生物の保全に係る水質環境基準の設定について」(答申)(平成15年9月12日、中央環境審議会)及び「水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について」(平成16年8月27日、中央環境審議会水環境部会決定)で示された考え方を踏まえると、以下のとおりとすることが適当である。

水生生物の保全に係る水質環境基準(以下、「水生生物保全環境基準」という。)の水域類型の指定(以下「類型指定」という。)は、水生生物の保全を図る必要がある水域のすべてについて行うこと。

水生生物が全く生息しないことが確認される水域及び水生生物の生息に必要な流量、水深等が確保されない水域については、類型指定を検討する必要はないが、その要因を検討することが重要であり、要因の解決により水生生物の生息が可能となった場合には、類型指定を行うこと。

類型指定にあたっては、水生生物保全環境基準項目による水質汚濁が著しく進行しているか、又は進行するおそれがある水域を優先すること。

類型指定を効果的・効率的に進める上で、既存の生活環境の保全に関する環境基準(以下、「水質環境基準生活環境項目」という。)の水域類型の指定内容を最大限活用すること。その場合にあって、既存の水質環境基準生活環境項目で水産を利水目的としない類型が指定されている水域については、溶存酸素濃度が常に低いレベルで推移するなど、水生生物の生息の確保が難しい水質汚濁の状況になっている場合には水域類型の指定の優先度は一般に低くなるものと考えられるが、水生生物の生息状況、水質汚濁の状況、将来の利用目的等から、水生生物の保全を図ることが重要であると判断される場合には、優先して類型指定を行うこと。

人為的な原因だけでなく自然的原因(鉱床地帯における岩石等からの溶出、海水の混入等)により検出される可能性のある物質が、当該水域において明らかに自然的原因により基準値を超えて検出されると判断される場合には、類型指定に当たって水域の事情を十分に考慮すること。その場合にあって、自然的原因が明らかに環境基準超過の原因と判断される場合には、超過する項目の環境基準としての適用を除外する方法、自然的原因に加え人為起源の発生源も原因として考えられる場合には、環境基準の達成状況の評価に当たっ

て自然的原因が含まれていることを配慮する方法等により水域の事情に応じて行うこと。

類型指定を行う水域の区分については、以下の点に留意しつつ、効率的な監視・評価を行う観点から、これまでの区分を最大限活用すること。

(7) 類型指定を行うべき海域は、内湾及び沿岸の地先海域の範囲とすること。

(イ) 汽水域については、水生生物の生息という観点からは特異的環境とも考えられるが、正確に汽水域を特定することが困難であることから、これまでの水域区分によること。その場合にあつて、河川に区分される水域において、海域に主に生息する水生生物（以下、「海生生物」という。）が優占して生息する情報がある場合には、当該水域の水質や水生生物の生息状況等の当該水域の特性に関する情報の充実に図るとともに、測定結果の評価等に当たってこのことを十分配慮すること。

(ロ) 塩水湖については、当該水域における水生生物の生息状況から、湖沼又は海域のいずれか適切な類型を指定すること。

(ハ) 水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域については、その水域を厳密に細分して指定することは、実際の水環境管理に当たって混乱が生じるおそれがあることから、これらが連続するような場合には可能な限りそれらの水域を一括して指定すること。

（２）類型指定を行うために必要な情報の把握について

類型指定に際して、水生生物の生息状況の適応性を判断するため、以下に掲げる情報を整理することが適当である。検討に当たっては水域の特性を可能な限りの確に把握することが重要であるため、最近の情報のみならず、過去からの水域の状況の変化についても把握することが望ましい。

水質の状況

既存の水質環境基準生活環境項目の類型指定の状況及び水質の状況を把握した上で、水生生物保全環境基準の類型指定の検討を行う必要がある。

水質の状況については、水質環境基準生活環境項目及び水生生物保全環境基準項目の最近の水質の状況に関する情報の把握を基本とし、水域の特性を踏まえ、必要に応じて、塩分濃度、透明度等の水質項目を把握することとする。

また、水生生物保全環境基準項目による著しい水質汚濁が進行している水域については、水域の特性に応じて、自然的な原因を含め、当該水質汚濁の発生源の状況を把握する必要がある。

水温の状況

水温の情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断する上で特に重要であるため、河川及び湖沼において出来るだけ詳細に把握する必要がある。海域においても基礎的な情報として把握することが望ましい。

水域の構造等の状況

水底の底質を構成する材料、主な人工構造物、流れの状況等の情報を、水域の特性を踏まえ、必要に応じて、水生生物の生息環境に関する基礎的な情報として把握する必要がある。

魚介類の生息の状況

魚介類の生息状況に関する情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断する際の重要な要因であるため、できるだけ詳細に把握する必要がある。その場合にあって、河川及び湖沼は、生物A類型に該当するイワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物、生物B類型に該当するコイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物の生息状況についてそれぞれ把握する必要がある。

生息状況に関する情報については、魚介類の採取等による調査結果、水産漁獲状況や水生生物の生息状況に関する調査結果を基本とする。また、必要に応じて、漁獲対象の魚介類を規定している漁業権の設定状況、水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場としての保全の必要性が示されている水域の設定状況、産卵場、幼稚仔の生育状況等についての情報を参照することとする。

産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報

産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報は、類型指定における水生生物の生息状況の適応性を判断する際の重要な要因であるため、把握することが必要である。

産卵場及び幼稚仔の生息の場に関する情報については、産卵場、幼稚仔の生息の場に関する調査結果、水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場としての保全の必要性が示されている水域の設定状況の把握を基本とする。また、必要に応じて、一般的に幼稚仔の生息にとって重要な場所と考えられる、淀み、後背水域、水際植生、藻場、干潟、珊瑚礁等の状況を参考情報として把握することとする。

(3) その他

その他、以下の点に留意して水域類型の指定の検討を行うことが適当である。

淡水域における水域類型に対応する魚介類の分類について

本専門委員会では、できるだけ具体的な検討の場面で参考とできるよう、淡水域で生息する一部の魚介類について、一定の割り切りの中で、淡水域における水域類型に対応する魚介類の分類を行ったところである（別紙１）。

しかしながら、水生生物の生物相は水域の特性に応じて形成され地域特性を有するものであり、水域類型の指定を検討する際には個々の水域の水生生物の生息特性を踏まえて水域毎に検討する必要がある。このため、今回別紙１に提示した分類については、水域の特性に応じて弾力的に活用することが適当である。

なお、アユ及びワカサギについては、冷水性の水生生物としての扱いが検討された経緯もあるが、水温の適応範囲が広いこと及び生息分布の情報を踏まえると、水域類型の分類に当たっての活用が難しいと考えられたため、別紙１では冷水性の水生生物としてはあえて分類していない。ただし、これらは全国的に一般的な魚種と考えられ、その生息状況については把握しておくことが望ましいと考えられる。

水域類型指定の適宜見直しについて

水生生物の生息状況の変化等事情の変更があれば、水域類型の指定について適宜見直しの検討が必要となるため、常時監視における環境基準項目等の水質の状況の把握のほか、水生生物の生息状況等、水域類型の指定を行うために必要な情報を把握、整備しておくことが必要である。

3. 国のあてはめ水域における水域類型の指定について

1. に示した基本的な考え方を踏まえ、具体の水域として、北上川、多摩川、大和川、吉野川をとりあげ、類型指定の検討を行った。検討に際しては、水域の水温特性及び魚介類の生息状況に関する情報を基本とし、これに水域構造等の情報を考え合わせて検討を行う形とした。これらの検討の根拠となるデータについては別紙2にまとめて整理を行った。

なお、水域類型の指定の検討に際して、できるだけ、過去からの水質の変遷、生物の生息状況の変化、有識者からの意見等の情報の収集に努め、個々の水域の特性を把握することに努めたが、結果として、現時点では、あるべき水温環境の設定が困難な状況を踏まえ、原則として、現況の水温環境を踏まえたものとなっていることに留意が必要である。

(1) 北上川

河川

既存の生活環境項目の水域類型「北上川(3)」に位置する紫波橋より上流域については、当該区間に関する以下の情報を踏まえると、比較的低温域を好むと考えられる魚介類(以下、「冷水性の魚介類」という。)が生息する水域と考えることが適当である。

- ・ 水温ⁱ 分布

平均水温 10～12 程度、平均最大水温 20～23 程度と比較的低温域に分布している。

- ・ 生息状況

実地調査(河川水辺の国勢調査(平成7、12年度、国土交通省))の結果において、冷水性の魚介類として、河川残留型のヤマメ(紫波橋)の他、河川への依存性は弱いものの、サケ(開運橋、紫波橋)の生息が確認されている。また、後述するが、四十四田ダム貯水池では、アメマス¹の生息が確認された。

漁業協同組合に対するアンケート調査(以下、「漁協アンケート調査」という。)(環境省)において、岩崎橋から南大橋まで全調査地点(3地点)で、河川残留型のイワナ及びヤマメの生息の情報がある。

専門家に対するヒアリング(環境省)において、河床材料からみてヤマメ、アメマス等の本川での再生産は困難であるものの、ヤマメ等は支川にて再生産していると考

ⁱ 本報告書の水温分布の項では、「平均最大水温」、「平均水温」、「平均最小水温」という用語を使用している。これらは、それぞれ、平成11～15年度の公共用水域水質測定結果より、各年度において、月平均水温の年最大値、年平均値、年最小値を求め、5カ年でそれぞれ平均した値である(なお、一部、月1回以上の頻度で計測していない地点がある)。

えられるとの情報がある。

温水性の魚介類については実地調査及び漁協アンケート調査において、全地点で生息の情報がある。また、アユについては、実地調査、漁協アンケート調査において、四十四田ダムを除き、生息の情報がある。ワカサギについても実地調査において、一部地点で生息の情報がある。

紫波橋より下流については、紫波橋より上流に比べれば冷水域に関する情報は十分ではないものの、当該区間に関する以下の情報を踏まえれば、冷水性の魚介類が生息する水域と考えることが適当である。

- ・ 水温分布

平均水温 12～13 程度、平均最大水温 23～25 程度で分布しており、より上流域に比べて、若干は水温は上昇傾向にあるものの、特に大きな差は認められない。

- ・ 生息状況

実地調査（河川水辺の国勢調査（平成 7、12 年度、国土交通省））の結果において、冷水性の魚介類として、河川残留型のニジマスが確認されている地点（南沢川水門（合流点））がある。また、サケが河口付近まで確認されている（大曲橋、北上大堰、北上川河口）。

専門家に対するヒアリング（環境省）において、河床材料からみてヤマメ、アメマス等の本川での再生産は困難であるものの、ヤマメ等は支川にて再生産していると考えられるとの情報がある。

また、参考情報ではあるが、漁業権は上流及び下流で設定され、冷水性の魚介類として、河川残留型のイワナ、ヤマメ、ニジマス、カジカが含まれる。

温水性の魚介類については実地調査において全地点で生息の情報がある。また、アユ、ワカサギについては、実地調査において一部地点で生息の情報がある。

湖沼

四十四田ダム貯水池については、当該水域に関する以下の情報及び で議論した貯水池の上流及び下流側の生息環境及び状況を踏まえると、冷水性の魚介類の生息域と考えることが適当である。

- ・ 水温分布

表層で、平均水温 12 程度、平均最大水温 23 程度となっている。

- ・ 存在状況

実地調査（河川水辺の国勢調査（平成 13 年度、国土交通省））の結果において、冷水性の魚介類として、アメマスⁱの生息が確認されている。

温水性の魚介類については実地調査において生息の情報がある。また、ワカサギについて、実地調査において生息の情報がある。

特別域ⁱⁱ について

水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場としての保全の必要性が示されている水域は設定されていない。この他、現時点では、特別域の当てはめの検討に足る情報は得られていない。

水域類型の指定について

北上川については、全域を河川の生物 A とし、四十四田ダム貯水池については湖沼の生物 A とすることが適当である。

当該水域の全亜鉛の水質については、これまでの年間を通じた調査結果からは、近年、環境基準値以下を推移しており、増加の傾向も見られないことから、達成期間は、直ちに達成とすることが適当である。

（ 2 ）多摩川

河川

既存の生活環境項目の水域類型「多摩川上流(2)」に位置する永田橋より上流については、当該区間に関する以下の情報を踏まえると、冷水性の魚介類の生息する水域と考えられる。

- ・ 水温分布

平均水温 11～15 程度、平均最大水温 19～23 程度と比較的低温域に分布している。

- ・ 生息状況

実地調査（河川水辺の国勢調査（平成 13 年度、国土交通省）、水生生物調査（平成 13、15 年度、東京都））の結果において、冷水性の魚介類として、河川残留型のヤマメ、ニジマス、カジカの生息が確認された。また、後述するが、小河内ダム貯水池

ⁱⁱ 特別域：水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の成育場として特に保全が必要な水域である。具体的には、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型のうち、河川・湖沼については「生物特 A」、「生物特 B」、海域については「生物特 A」に該当する水域を指す。

では、河川残留型のアマゴ、ヤマメ、イワナ、ニジマスの生息が確認された。

漁協アンケート調査（環境省）において、冷水性の魚介類として、河川残留型のイワナ、ヤマメ、ニジマスの他、サクラマスの生息の情報がある。

温水性の魚介類については実地調査及び漁協アンケート調査において全地点で生息の情報がある。また、アユについては、実地調査、漁協アンケート調査ともに、一部地点で生息の情報がある。

永田橋より下流については、下流域における水温の状況や生息状況からみて、いずれかの地点から温水性の魚介類の生息する水域に移行するものと考えられるが、当該区間に關する以下の情報を踏まえれば、拝島橋を一つの区分点として考え、拝島橋より上流を冷水性の魚介類が生息する水域と考えることが適当である。また、拝島橋より下流については、冷水性の魚介類が生息することは困難な水域として、温水性の魚介類の生息する水域に区分することが適当である。

- ・ 水温分布

永田橋～拝島橋及び拝島橋～日野橋の各々の区間で水温分布の傾向が変化しており、拝島橋付近では、平均水温 15 程度、平均最大水温 26～27 程度である。日野橋より下流では、平均水温 18 程度、平均最大水温 27～28 程度となり、低温域とは言い難い。水温分布の傾向が変化している区間のうち、特に拝島橋の下流側では、規模の大きな下水処理場が立地しており、都市構造の変化も水温分布の傾向変化の一因となっている可能性がある。

- ・ 生息状況

実地調査（河川水辺の国勢調査（平成 13 年度、国土交通省）、水生生物調査（平成 13、15 年度、東京都））の結果において、拝島橋より上流は上流域からある程度の連続性をもって冷水性の魚介類の生息が確認される。一方で、日野橋より下流では冷水性の魚介類はほとんど確認されない。

漁協アンケート調査（環境省）において、拝島橋では、冷水性の魚介類として、河川残留型のヤマメ、ニジマスの生息の情報があるが、日野橋より下流では冷水性の魚介類の生息情報はない。

温水性の魚介類については実地調査及び漁協アンケート調査において全地点で生息の情報がある。また、アユについては、実地調査、漁協アンケート調査ともに、広範に生息の情報がある。

なお、漁業権は拝島橋が一つの区切りの地点となっている。

- ・ その他

既存の生活環境項目の水域類型指定の区分は、拝島橋で区切られている。また、BOD等の水質分布は拝島橋と日野橋の間で傾向が変化している。

小河内ダム貯水池（奥多摩湖）

当該水域に関する以下の情報及び（１）で議論したダムの上流及び下流側の生息環境及び状況を踏まえると、冷水性の魚介類の生息域と考えられる。

- ・ 水温分布

表層で、平均水温 15 程度、平均最大水温 25 強となっている。

- ・ 生息状況

実地調査（東京都水産試験場速報奥多摩湖魚類相調査結果（平成 11・14 年度、東京都））の結果において、冷水性の魚介類として、河川残留型であるアマゴ、ヤマメ、イワナ、ニジマスが生息が確認されている。

温水性の魚介類については実地調査において生息の情報がある。また、アユ、ワカサギについては、実地調査において生息の情報がある。

特別域について

水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場としての保全の必要性が示されている水域は設定されていない。この他、特別域の当てはめの検討に必要な情報は不足しており、現時点では当てはめ水域を設定することは困難である。

ただし、ヒアリング調査によるとアユの産卵場所は二子玉川上流域などいくつかあるほか、拝島橋から羽村堰の区間の秋川漁協では、睦月橋上流にてウグイの人工産卵床管理、カジカの保全計画、更に上流の奥多摩漁協等でヤマメの発眼卵放流等の保全対策が実施されており、これらの点に今後留意していく必要がある。

水域類型の指定について

多摩川については、拝島橋を区分点に、上流側を河川の生物 A、下流側を河川の生物 B、小河内ダム貯水池は湖沼の生物 A とすることが適当である。

この場合、当該水域の全亜鉛の水質については、これまでの年間を通じた調査結果からは、近年、環境基準値以下を推移しており、増加の傾向も見られないことから、達成期間は、直ちに達成とすることが適当である。

(3) 大和川

河川

既存の生活環境項目の水域類型「大和川上流」に位置する初瀬取入口より上流については、当該区間に関する以下の情報を踏まえ、支流及び上流の生息環境の広がりが限定的であることを勘案すると、当面、温水性の魚介類の生息域とすることが適当である。

- ・ 水温分布

平均水温 13～15 程度、平均最大水温 23～25 程度に分布している。

- ・ 生息状況

実地調査（河川水辺の国勢調査（平成 12 年度、国土交通省）、河川水辺の国勢調査（平成 6・12 年度結果、奈良県））の結果において、冷水性の魚介類として、河川残留型のアマゴの生息が確認されている。

漁協アンケート調査（環境省）において、冷水性の魚介類として、河川残留型のアマゴの生息情報がある。

なお、専門家に対するヒアリング（環境省）においては、上流のアマゴについては放流されたものとの指摘がある。

温水性の魚介類については実地調査において全地点で生息の情報がある。また、アユについては、実地調査、漁協アンケート調査ともに、生息の情報がある。

初瀬取入口より下流については、当該区間に関する以下の情報を踏まえ、冷水性の魚介類が生息することは困難な水域として、温水性の魚介類の生息する水域に区分することが適当であると考えられる。

- ・ 水温分布

出口橋では平均水温 17 程度、平均最大水温 25 程度、それより下流では平均水温 17～20 弱 程度、平均最大水温 30 程度となり、低温域とは言い難い。

- ・ 生息状況

実地調査（河川水辺の国勢調査（平成 12 年度、国土交通省））の結果において、冷水性の魚介類の生息は確認されていない。

温水性の魚介類については実地調査において全地点で生息の情報がある。また、アユについては、実地調査において一部地点で生息の情報がある。

特別域について

水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場としての保全の必要性が示されている水域は設定されていない。この他、現時点では、特別域の当てはめの検討に足る情報はない。

水域類型の指定について

全域を河川の生物Bとすることが適当である。

この場合、当該水域の全垂鉛の水質については、これまでの年間を通じた調査結果からは、最近2年間は環境基準値以下を推移しており、増加の傾向も見られないことから、達成期間は、直ちに達成とすることが適当である。

（４）吉野川

河川

既存の生活環境項目の水域類型「吉野川上流」に位置するながとろ橋より上流については、当該区間に関する以下の情報を踏まえ、冷水性の魚介類が生息する水域と考えることが適当である。

- ・ 水温分布

平均水温 13 前後、平均最大水温 19～21 程度と比較的低温域に分布している。

- ・ 生息状況

漁協アンケート調査（環境省）において、冷水性の魚介類として、河川残留型のアマゴ、カジカの生息の情報がある。

実地調査（河川水辺の国勢調査（平成8、13年度、国土交通省））の結果において、後述するが、早明浦ダム貯水池では、冷水性の魚介類としてサツキマスが生息が確認されている。

温水性の魚介類については実地調査及び漁協アンケート調査において全地点で生息の情報がある。また、アユについては、実地調査、漁協アンケート調査ともに、広範に生息の情報がある。ワカサギについては、実地調査において生息の情報がある（早明浦ダム貯水池）。

ながとろ橋より下流については、下流域における水温の状況や生息状況からみて、いずれかの地点から温水性の魚介類の生息する水域に移行するものと考えられるが、当該区間

に関する以下の情報を踏まえれば、大川橋より上流を冷水性の魚介類が生息する水域とすることが適当である。また、大川橋より下流は、冷水性の魚介類が生息することは困難な水域として、温水性の魚介類の生息する水域に区分することが適当である。

- ・ 水温分布

大川橋では、平均水温 15 程度、平均最大水温が 24 程度である。その下流側の調査地点（脇町潜水橋）より下流では、平均水温 17～18 、平均最大水温が 26～28 で、低温域とは言い難い。

- ・ 生息状況

実地調査（河川水辺の国勢調査（平成 8、13 年度、国土交通省））の結果において、池田ダム St.5 調査点では、冷水性の魚介類として、河川残留型のアマゴの生息が確認された。それより下流では確認されていない。

漁協アンケート調査（環境省）においては、一部に、冷水性の魚介類として、河川残留型のアマゴの生息の情報がある。

専門家に対するヒアリング（環境省）において、大まかにみて池田ダムより下流はアマゴの生息に適さないとの情報がある。

温水性の魚介類については実地調査及び漁協アンケート調査において全地点で生息の情報がある。また、アユについては、実地調査、漁協アンケート調査ともに、上流から下流まで広範囲で生息の情報がある。

- ・ その他

既存の生活環境項目の水域類型指定の区分は、大川橋で区切られている。

早明浦ダム貯水池

当該水域に関する以下の情報及び（1）で議論したダムの上流及び下流側の生息環境及び状況を踏まえると、冷水性の魚介類の生息域と考えられる。

- ・ 水温分布

表層で、平均水温 16 程度、平均最大水温 24 程度となっている。

- ・ 生息状況

実地調査（河川水辺の国勢調査（平成 8、13 年度、国土交通省））の結果において、冷水性の魚介類として、サツキマスが生息が確認されている。

温水性の魚介類の生息の確認及び生息の情報がある。また、アユ、ワカサギについては、実地調査にて生息の情報がある。

特別域について

水産資源保護法に基づき指定された保護水面等各種法令により水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場としての保全の必要性が示されている水域は設定されていない。この他、現時点では、特別域の当てはめの検討に足る情報はない。

水域類型の指定について

吉野川については、大川橋を区分点に、上流を河川の生物A、下流を河川の生物B、早明浦ダム貯水池については湖沼の生物Aとすることが適当である。

この場合、当該水域の全亜鉛の水質については、これまでの年間を通じた調査結果からは、近年は環境基準値以下を推移しており、増加の傾向も見られないことから、達成期間は、直ちに達成とすることが適当である。

留意事項

河口付近の調査地点である田宮ではその他の調査地点と比べて水生生物の生息状況に若干の傾向の違いが見られ、海域の影響を受けていることも一因と推測される。このため、当該河川の感潮域については、今後、海生生物の生息状況についても留意することが重要である。

4 . 今後の課題

天然湖沼及び海域に関しては、類型指定を行うために必要な情報について検討・整理を行ったところであり、今後、このような情報に基づき、類型指定についての具体的な検討を行う必要がある。

5 . おわりに

今回は、類型指定の検討において基本的に留意すべき事項を整理するとともに、具体的な水域において検討を行った。今後、本報告を踏まえ、国が水域類型の指定を行う水域について、順次当てはめの検討を行う必要がある。また、全国の水域においても、類型指定の検討が早急に進められることが望まれる。

なお、各種水域における具体の検討が進むことで、特別域や汽水域に関する情報を含め、種々の情報が集積されることも期待されるところであり、それらを踏まえ、水生生物保全環境基準の体系の更なる充実が望まれる。

(参考)対象水域の調査等地点及び水生生物の生息状況の概略

1.北上川

既存類型	名称	環境基準点等	実地調査地点	漁協回答地点	漁業権区分点概要
北上川(1)	岩崎橋				
	芋田橋				
北上川(2)	松川合流点				
	船田橋				
	四十四田ダム				
	四十四田橋				
	開運橋				
北上川(3)	南大橋				
	紫波橋				
	朝日橋				
	昭和橋				
北上川(4)	珊瑚橋				
	和賀川合流点				
	金ヶ崎橋				
	桜木橋				
	藤橋				
	大曲橋				
	千歳橋				
	北上川橋				
	北上大橋				
	(岩手・宮城県境)				
	錦桜橋				
	登米大橋				
	南沢川水門(合流点)				
	分流地点				
	山田				
	合戦谷				
	北上大堰				
	飯野川大橋				
	福地水門上流				
	横川排水機場				
北上川河口					

(表注1) 基準点等の各欄の記号について
 は水質環境基準点
 は補助点

(表注2) 実地調査とは、河川水辺の国勢調査(平成7,12年度、国土交通省)

(表注3) 実地調査地点、漁協回答地点の各欄の記号について
 は冷水性の魚介類が確認
 は温水性の魚介類(ここではアユ及びワカサギも含めた)のみが確認

2. 多摩川

既存類型	名称	基準点	実地調査地点	漁協回答地点	漁業権区分点概要
多摩川上流(1)	下保之瀬橋				
	留浦の浮橋				
	小河内ダム前定点				(ダム上下端)
	笹平橋				
	昭和橋				
	和田橋				
多摩川上流(2)	万年橋				
	調布橋				
	小作堰下				
	羽村市宮ノ下運動公園付近				
	羽村堰(上)				
	永田橋				
	昭和用水堰下				
	拝島原水補給点				
	拝島橋				
		日野用水堰下			
多摩川中・下流	日野橋				
	日野市多摩川総合グラウンド付近				
	浅川合流点				
	関戸橋				
	大丸用水堰下				
	是政橋				
	多摩川原橋				
	上河原堰下				
	多摩水道橋				
	宿河原堰下				
	砧下取水点				
	新二子橋				
	二子橋				
	第三京浜多摩川橋				
	大田区田園調布緑地				
	田園調布堰(調布取水堰)上				
	調布取水堰下				
	調布取水点				
	(調布取水点と河口の間)				(2カ所)
	多摩川大橋				
	六郷橋				
	京急鉄橋下水路				
	六郷橋緑地～大師橋緑地先				
大師橋					
河口					
大田区羽田空港脇					

(表注1) 基準点等の各欄の記号について
 は水質環境基準点
 は補助点

(表注2) 実地調査とは、河川水辺の国勢調査(平成7,12年度、国土交通省)、水生生物調査(平成13,15年度、東京都)、東京都水産試験場速報奥多摩湖魚類相調査結果(平成11・14年度、東京都)

(表注3) 実地調査地点、漁協回答地点の各欄の記号について
 は冷水性の魚介類が確認
 は温水性の魚介類(ここではアユ及びワカサギも含めた)のみが確認

3. 大和川

既存類型	名称	基準点	実地調査地点	漁協回答地点	漁業権区分点概要
大和川 上流	和田(まほろば湖上)				
	(まほろば湖下流端)				
大和川 中流	初瀬取入口(まほろば湖下)				
	慈恩寺式島橋				
	出口橋				
	(出口橋と上吐田の間)				
	上吐田				
	太子橋				
	御幸大橋				
	大正橋				
	藤井				
	亀の瀬橋				
	国豊橋				
	河内橋				
	明治橋				
	浅香新取水口				
	JR阪和線鉄橋				
大和川 下流	浅香山				
	遠里小野橋				
	阪堺大橋				

(表注1) 基準点等の各欄の記号について
 は水質環境基準点
 は補助点

(表注2) 実地調査とは、河川水辺の国勢調査(平成12年度、国土交通省)、河川水辺の国勢調査(平成6・12年度、奈良県)

(表注3) 実地調査地点、漁協回答地点の各欄の記号について
 は冷水性の魚介類が確認
 は温水性の魚介類(ここではアユ及びワカサギも含めた)のみが確認

4. 吉野川

既存類型	名称	基準点	実地調査地点	漁協回答地点	漁業権区分点概要
吉野川 上流	長沢ダム				
	大橋ダム				
	川崎橋				
	早明浦ダムSt.ダム湖3				
	早明浦ダムSt.ダム湖2				
	上吉野川橋				
	本山沈下橋				
	山崎ダム				
	ながとろ橋				
	(高知県徳島県堺)				
吉野川 下流	大川橋				
	池田ダム貯水池St.5				
	池田ダム貯水池St.2				
	三好大橋				
	青石橋				
	脇町潜水橋				
	穴吹橋				
	阿波麻植大橋				
	高瀬橋				
	(高瀬橋と田宮の間)				(4カ所)
	田宮				
	吉野川大橋				

(表注1) 基準点等の各欄の記号について
 は水質環境基準点
 は補助点

(表注2) 実地調査とは、河川水辺の国勢調査(平成8,13年度、国土交通省)

(表注3) 実地調査地点、漁協回答地点の各欄の記号について
 は冷水性の魚介類が確認
 は温水性の魚介類(ここではアユ及びワカサギも含めた)のみが確認